

「第4回 宮城県上工下水一体官民連携運営検討会」議事録

1 開催日時・場所

平成30年3月22日（木） 午後1時30分～3時30分
宮城県行政庁舎2階 講堂

2 概要

1. 開会
2. 報告事項
 - (1) 「第3回 宮城県上工下水一体官民連携運営検討会」の確認
 - (2) 国におけるPPP/PFI推進に向けた取組について
 - (3) 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）事業概要書
 - (4) 収支シミュレーション
 - (5) 今後のスケジュール（案）
3. 意見交換
4. 挨拶 宮城県知事 村井嘉浩
5. 閉会

1. 開会

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今から「第4回 宮城県上工下水一体官民連携運営検討会」を開催いたします。

次第では、開会に当たりまして、宮城県知事 村井嘉浩からごあいさつ申し上げることとしておりますが、本日、他の公務の関係上、3時15分頃に到着予定となっております。

大変恐縮ですが、挨拶につきましては、知事の到着以後とさせていただきます。

2. 報告

(1) 第3回宮城県上工下水一体官民連携運営検討会の確認

【事務局】

資料1の説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。第3回検討会は去る10月30日に開催し、本日ご参加頂いている参加者の皆様をはじめ、総勢260名の方にご参加いただきました。

資料に報告事項を掲載しています。まず、第2回検討会の確認をしました。次に、事業概要書（案）について説明しました。なお、対応につきましては、本日の資料4と資料6に記載しておりますので、本資料への掲載は省略させていただいております。次に、収支シミュレーションについて報告しました。その内容は、①収支シミュレーションの手順と条件、②収支シミュレーションの関連データでした。最後に、

今後のスケジュール（案）について報告しました。

次に右側のページをご覧ください。意見交換において参加者の皆様からいただきましたご意見について整理してございます。主な意見としましては、1つ目の業務範囲、事業内容につきまして、主に、県と運営権者の業務範囲の明確化、運営権者の水質保証地点と業務範囲との整合について意見をいただきました。2つ目として事業終了時の資産の取扱い、3つ目として利用料金等、4つ目として会計処理の流れの詳細化、5つ目としてモニタリング、6つ目としてリスク分担、7つ目として事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置でございました。

本日は、これらの意見を踏まえまして、内容を整理した事業概要書の最終版について、前回の事業概要書と対比しながら、ご説明させていただきます。

（2）国におけるPPP/PFI推進に向けた取組について

【事務局】

本日は、大変お忙しい中、関係する関係府省の幹部の方々にご出席いただいておりますので、ここでPPP/PFIの推進に向けた取組の最新情報等についてお話を頂戴したいと思います。

はじめに、国のPPP/PFIの推進を統括する内閣府の坂本参事官様からお願いいたします。

【内閣府 坂本参事官】

資料2の説明をさせていただきます。本国会に提出していますPFI法の改正案でございます。背景・必要性のところでございますけれども、おかげさまで、皆様のご尽力を賜って、平成25年度から平成34年度までの10年間に契約した事業の収入の合計の目標21兆円について、4年目くらいの集計の段階で、目標を達成できるペースできているところです。一方で、大型の案件、コンセッション案件などがかなり貢献している部分がありますので、引き続きいろいろなPFI・PPPの事業の拡大を進めていく中で、これまで取り組んでくださった自治体には、他いろいろな分野で取り組んでいただく、これまで取り組んだことのない自治体にも取り組みを検討していただいているという状況でございます。

今回取り組んでこられた方のご意見を踏まえて、支援メニューを3つ追加させていただいています。1つ目は、これまでも制度の縦割りについて言われましたが、例えば、今日出席いただいている水道であれば厚生労働省、下水道では国土交通省、工業用水ですと経済産業省、空港ですと国土交通省の航空局とありますけれど、問い合わせの窓口を内閣府に受けてもらえないかという話がありました。他の法案にも例がありましたので、まず内閣府が問い合わせを受け、内閣府で答えられるものは、そのままお答えしますが、図の右側にあります関係行政機関の長、他の役所に関する部分は、我々が他の省庁に問い合わせをします。回答をいただいて、それをまた問い合わせをなさった方に回答するというのを盛り込んでいます。

特定事業に関する報告を求め助言・勧告の部分、右側でございますが、こちらもほかの法律に例がございましたので、併せて今回の法律に盛り込んでいただいております。一方で、助言や勧告は、むやみに出すものではございません。例えば、リスク分担について契約書に書かれていないとか、モニタリングがしっかりできていないなど、よくよくのことがない限り、助言や特に勧告は行わないことになると思いますけれど、法案に盛り込ませていただいているという状況でございます。

（2）こちらにつきましては、左側の太く囲んだ部分の下に「国際会議場施設、音楽ホールなど」と書い

てありますけれど、こちらは水道は基本的に想定しておりません。下に水道・下水道の話があるものから、真ん中（２）についても、水道に関係があるのではないかと問い合わせをよくいただくのですが、これは公の施設と呼ばれているもので、住民の福祉の増進を目的として利用してもらう施設のことですけれど、公の施設、具体的には国際会議場施設、音楽ホールなどですけれども、そちらをコンセッションに出す場合、両方の制度が関わってくるということになりますけれども、指定管理者制度の方が厳しい形になっていますので、議会の方は、事後チェックが事前チェックになりますということで、それほど大きな負担の軽減になってるわけではありませんが、こういうメニューも用意していただけないかという話がありましたので、今回盛り込ませていただいております。詳細については、長くなりますので割愛いたします。

３番目です。水道と下水道が対象になっておりまして、コンセッション事業者、一番下の右に四角で囲んでいる部分、運営権対価が支払われた場合、水道事業者・下水道事業者に運営権対価、お金が入ってきます。金利が高いときに、３パーセント以上の時という条件がありますが、金利が高い地方債で残っているものについては、前倒しで返したいということがございます。そういったときに、一方、財政投融资の考え方としては、金利を乗せて資金を調達していて、また、財政投融资、収支相償という考え方がございまして、貸し付けるお金につきましても、金利をいただかないと、マーケットから頂戴したお金に穴が開いてしまうということです。前倒しで返してもいいのですが、通常の時期に返したときと同様に金利の部分を補償金ということといただくということが現状の整理です。これを免除あるいは軽減するといった場合には、財政法によりまして、法律によることが求められております。今回補償金の免除ということで、資料に記載のとおり平成 30 年度から平成 33 年度までの間に実施方針条例を定める等の要件を満たしたもののについて、補償金の免除を行うということを今回盛り込んでいます。そういったことで、今回法律につきましましては、2月9日に閣議決定をされまして、国会に提出をされているところです。国会がご案内のとおり状況で、まだ審議はされておられません。早期に国会で審議いただけるように、野党を含めご説明しているところです。

【事務局】

ありがとうございました。

次に水道事業を統括する厚生労働省の是澤水道課長様からお話を頂戴します。よろしく申し上げます。

【厚生労働省 是澤水道課長】

水道法改正の動きについてご説明いたします。昨年の通常国会に水道法の改正案を提出しましたが、残念ながら解散で廃案となっております。内容は、コンセッション事業を推進するために、地方公共団体が水道事業者としての位置付けを維持した状態で運営権の設定が可能となる、このような仕組みを導入したいというものでございました。同じ内容の法律案を今月の 9 日に閣議決定いただき、現在国会の審議を待っている状況です。

【事務局】

ありがとうございました。大変有意義なお話を頂戴いたしました。

(3) 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の事業概要書

【事務局】

事業概要書の説明ということで、資料3及び資料4こちらの2つを使いましてご説明をいたします。

資料3の1ページに主な意見への対応方針を書かせて頂いております。第3回検討会でいただきましたご指摘、その後さらにヒアリング等で頂いたご指摘を踏まえまして検討した資料でございます。

資料3の2ページ業務範囲、事業内容について、まず業務分担ということについてご意見がございました。こちらにつきましては引き続き、管路本体については県、設備については運営権者をお願いするという当初方針に基づいて業務範囲の整理を行っています。

資料4につきましては、開いていただきますと右側と左側と同じページ番号がふつてございます。見開き左側が第3回でご提示したものの、右側が第4回でご提示したもので対照してご覧になって頂けるようになってございます。

業務範囲の所につきましては11ページ、12ページをご覧ください。11ページ、12ページの表では、それぞれの設備等につきまして青色が民間運営権者、赤色が県所管ということで整理してございます。主要設備ということで浄水場内の設備等また管路及び管路附帯設備の中でも制御弁室、テレメータ室等設備こういったものを民間事業者をお願いするという整理をしています。

資料3の3ページ、運営権者の水質遵守についてです。今申し上げました通り管路については県の所掌、運営権者が主に設備を管理するということですが、水道用水供給事業につきましては、その事業の性格を踏まえまして、受水地点での水質を遵守していただきたいというように考えております。こちらにつきまして民間企業からすると管路というものが途中、県の所掌のものも入る一方で、受水地点での水質を遵守するという事はリスク分担上難しい点があるのではないかとといったご指摘をいただきました。こちらにつきましては資料4の15ページ水道用水供給事業についての事業内容という所で書いてございます。こちらにつきましては、やはり用水供給事業の性格からして、受水地点での水質を遵守した形で事業を行っていただきたいということですが、確かに管理上入り組んだところがございまして、運営権者の業務範囲において要求水準未達の事由がない場合には受水地点での水質が遵守できていなかったとしても運営権者の責は問わないものとするという形で整理してございます。要求水準未達事由の具体的な判断の方法については今後要求水準書で示して参ります。

資料3の4ページ流域下水道事業の設備の改築更新でございます。こちらにつきましてはご意見を頂戴致しまして、流域下水道事業の設備の改築についても運営権者の業務範囲ということで整理をし直してございます。資料4の12ページをご覧ください。随所にこの部分は反映させて頂いてございますけれども、12ページが流域下水道事業に関する運営権者及び県の業務範囲の整理になっていまして、一番下の改築という所、民間企業に設備の改築についても担って頂くということで整理をしています。

資料3の6ページ利用料金等に関する所でございます。利用料金につきまして、利用料金を構成する運営権者の費用について明示されていないのではないかとのご指摘がございました。こちらにつきまして各利用料金の構成費用について整理をした表を入れてございます。資料4の24ページでは利用料金の構成内容ということで維持管理全般に係るもの、改築に係るもの、そして経営全般に係るものというように整理をしています。また下水道の改築工事が入ったということを受けまして、23ページの下水道事業につきましては、維持管理負担金の部分が運営権者の利用料金になるという整理をしておりまして、建設負担金についても利用料金に入ってくるということで、下水については利用料金①、②とい

う形でいったん整理をしています。ただこの下水利用料金②につきましては24ページの改築に係る検討、設計工事に係るものの所に※印で示しておりますが、実費精算の考え方にに基づき毎年度支払うという形を考えています。

資料3の7ページ利用料金等の改定です。利用料金等の改定方法が明確でない、わかりにくいというご指摘がございました。こちらについて改定方法や改定における考え方を整理しました。現時点での整理の結果を資料4の25ページ、26ページに示しています。25ページの通り今回の運営の対象として9事業あり、9事業それぞれ受益者が異なりますので、それぞれ別々に管理をしていくということで、按分率が全部で9個あるような形になります。こちらの按分率の決め方は、25ページの通り、県から運営権対価の下限額を提示させていただき民間事業者が運営可能と考える料金按分率を提案して頂くという形で、按分率9個というのを決めると考えています。その上で改定方法や改定における考え方について26ページに記載しています。こちらは現在の料金改定のスケジュールを考慮致しまして、2年前から県と運営権者とで料金の改定についての協議を始めるということをご想定しております。24か月前のボックスの所の点が2つございますが、2つ目の所で運営権者から県に対して改定対象費用を提示するというのを書いています。この改定対象費用につきましては、基本的には物価変動等の影響について客観的な指標を考慮して提示をするということを考えています。

資料3の8ページは会計処理についてです。今回対象となっている事業が全部で9つございます。これらの9つにつきましては、おのおの会計を区分して管理をしていく必要があるということですので、基本的には各事業ごとに会計処理をお願いするという所でございます。こちらについては、そのイメージが30ページ、31ページにあります。各事業ごとに料金按分率と運営権対価を設定致しまして、それぞれの事業ごとに費用を管理して頂くということをご想定しています。

飛ばしてしまったページをご説明します。資料3の5ページ、事業終了時の資産の取扱いについてです。第3回検討会におきまして、資産買い取りの条件を明確化してほしいという意見がありました。ある程度事前に共通認識を作った上で、買い取りがなされるのが適切ではないかという意見を踏まえ、事前に終了時の取扱いについて協議を行った上で、改築を行うという整理をしています。資料4の22ページに本事業期間終了時の取扱いを記載しています。赤字の通り、事業期間終了時に残存価値が見込まれる更新投資を行う場合においては、更新投資を行う前に終了時の取扱いについて県と協議し合意した上で実施するものとするとしています。県は、事業期間終了後、残存価値相当額を運営権者に支払うものとしていますが、予算措置が必要なため、事業期間終了時の残存価値相当額についての上限額を設定することを想定しています。上限額は今後実施方針で提示する予定です。

資料3の9ページ、施設の健全性の確保でございます。施設の健全な維持管理のために、モニタリングの中に、施設機能モニタリングというものを明確に位置づけたいと考えています。資料4の33ページ、セルフモニタリングと事業モニタリングの中に、施設機能モニタリングというものを入れています。施設ごとに資産状態を確認いただき、健全度評価を年1回実施いただき県に報告することを想定しています。県では健全度評価結果を踏まえて、年1回以上現場で資産状況を確認することを考えております。20年間に渡る資産を適切に維持していただく観点から、このような方法を盛り込みました。

資料3の10ページ経営審査委員会についてです。第三者によるモニタリングということで経営審査委員会の設置ということをご第3回の検討会で示させていただきました。経営審査委員会の役割や機能について具体的な内容について意見をいただきました。中立的な立場で意見を提示する組み立てをしてい

ます。資料3の11ページ、資料4の33ページに内容を示しています。位置づけは独立した第三者機関、目的は、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、県及び運営権者に対して意見を述べるとしてあります。権限は、県及び運営権者は、委員会での議論や示された意見を尊重し、事業の運営等に反映させるということを考えています。委員については、水道事業等に精通した専門家で構成することを考えています。

資料3の12ページ以降のリスク分担についてです。不可抗力事象について、第3回の検討会の提示内容では、不可抗力事象発生時のリスク分担が曖昧であるという意見をいただきましたので、過去の実績等を踏まえ、整理しました。対応方針は、施設に被害が発生する場合と、維持管理の範疇で対応可能な場合とに区分し、リスク分担について整理しました。資料4の36ページの表で、自然的事象と人為的事象に分けています。自然的事象の一番上、異常な天然事象により運営権対象施設が被災した場合、国の規定等を踏まえ、県の費用負担としています。少額なものは、運営権者負担としています。維持管理の範疇となる事象として、例えば、大雨による原水濁度の上昇、大量降雨による流入下水の増加は、運営権者が維持管理の範疇として対応することを想定しています。人為的事象も基本的な考え方は同じです。詳細は要求水準等でさらに整理を行います。不可抗力は今回の事業で重要な点ですので、しっかりした事業継続計画を運営権者にも立ててもらい、持続的なサービスの提供を確実にしていくことを前提に考えています。

資料3の13ページ法令変更への対応です。法令が変更されてコストが増加した場合、運営権者には、それを回収する手段がないため、県が負担すべきとの意見をいただきました。資料4の37ページの通り、原則として以下の分担とするということで、2つのケースを設定しています。新たな設備投資が必要な場合は県が対応する、一方、経常経費の増加分は、県と運営権者の各々が負担するものとし、次期料金改定により原価に反映させるということを考えています。法令変更で、運営権者の経営に重大な影響が見込まれる場合には、必要な対応について協議していくことを想定しています。

資料3の14ページ需要変動、物価変動への対応についてです。需要変動、物価変動は日常的に起こるリスクですので、明確なリスク分担を決めておくべきとの意見をいただきました。需要変動リスクは、資料4の38ページの通り、通常範囲内の需要の変動については、県及び運営権者の双方が料金按分率に応じて負担するものとし、5年に1回を想定する料金改定において、運営権者は改定対象を提示し、それに基づき利用料金及び料金按分率を設定することを考えております。例外規定として、工業用水道事業における著しい需要の変動については、運営権者がリスクをとることが難しいという意見がありましたので、5年以内に著しい変動があった場合、一定を超える増減分について県が負担するという整理をしています。著しいの程度は、実施方針で示す予定です。

資料4の39ページ物価変動につきましても、直近の料金等並びに料金按分率の改定の時期から5年の間での物価の変動は、原則として運営権者が負担することを想定しています。5年に1回を想定する料金改定において、運営権者は改定対象を提示し、それに基づき利用料金及び料金按分率を設定します。例外規定は2つです。1つ目は著しい物価変動です。5年の期間内に著しい物価変動が生じ、あらかじめ設定した指標が著しく変動した場合、臨機に料金按分率を見直します。2つ目、流域下水道事業においては、電気料金の占める割合が高いため、5年の期間内に電気料金に著しい物価変動が生じ、予め設定した電気料金に関する指標が著しく変動した場合、臨機に流域下水道事業に係る料金按分率を見直すことを想定しています。

資料3の16ページに参考として、工業用水道事業における大口ユーザーの比率、9個別事業における電力費の比率を示しています。著しいの程度は、実施方針で示す予定です。

資料3の17ページはリスク分担についてです。運営権者に料金設定の自由度がないため、複数のリスクが重なって発生した場合には、経営の安定性が保てない恐れがあるといったことがあります。事業の継続性が重要な事業ですので、運営権者の経営に重大な影響が見込まれる場合、県に協議を申し出ることを可とする、運営権者の責めに帰さない部分は、料金按分率の見直し等の必要な措置をとるということを考えています。資料4では、40ページに記載しています。

資料3の18ページ事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置についてです。本事業は県民生活に不可欠のサービスを提供するものであり、運営権者の経営不振による突然の撤退等が生じて、サービスが継続できる方策を十分に検討するべきです。経営破たんを陥らないよう、経営悪化の早期発見と対応策の実施の仕組みを策定しています。こちらは、19ページに参考として示しています。経営破たん時の対応もあらかじめ想定し、基本的な対応プロセスを設計するため、実施契約解除に至った場合、県又は県の指定する第三者への引継ぎを義務付けをして、空白が生じない運営をしていくこととしています。資料4の44ページです。赤字部分、運営権者は、実施契約を解除する場合、県又は県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続しなければならないと示しています。受益者の方に迷惑をかけない仕組みで、必要な場合は引き継ぎをするということでございます。

(4) 収支シミュレーション

【事務局】

資料7の2ページ、収支シミュレーションの実施目的は、事業概要書(案)において整理したスキーム(事業方式、事業範囲、事業期間、等)を基本として、対象事業の収入・支出等の将来予測(収支シミュレーション)を実施することにより、県としてのみやぎ型管理運営方式導入を決定する判断材料(新規企業債発行抑制、VFM等)を得ることを目的として検討を進めてきました。

3、4ページ、収支シミュレーションの実施手順を示しています。現行体制による運営を継続する場合の収支予測のシミュレーションをまず行いました。現行体制による運営を継続する場合の収支予測を基本として、②みやぎ型管理運営方式を導入した場合の収支予測、こちらは、県と運営権者の収支が出てきます。

5、6ページに収支シミュレーションの条件を記載しています。契約水量について、広域水道については、平成36年度まで覚書水量、その後人口減少を加味して将来の水量を予測しています。工業用水道契約水量については、H29.8月時点の契約水量で固定する形で水量を予測しています。資金調達条件につきましては、適宜設定しました。更新投資の推計につきまして、下水道の投資額は、現在ストックマネジメント計画を策定中であることから、過去数年の実績を基に20年間の投資額を算定しました。暫定的なものです。

このような条件によると、原価が上がっていくことになり、収支が均衡するような料金をシミュレーションしながら、検討してきました。7ページ以降に、現行体制モデルにおける事業費の見通しを記載しています。下水道は12ページ以降に示しています。赤が建設費相当分、オレンジが維持管理費相当分ですが、建設費相当分は暫定的なものです。

これらを基に、運営事業として実施する場合の効果をシミュレーションしていくこととなりますが、今

年度の検討の中で、当初対象としていなかった流域下水道事業 2 事業の追加がありました。機械電気設備の更新についても今回の事業に含まれることにモデルを途中で変更しました。設備投資に係るデューデリジェンスを来年度計画していること、ストックマネジメント計画も策定中であるため、来年度の実施方針条例制定時、特定事業の選定時など適切なタイミングで、VFM を公表する予定です。

(5) 今後のスケジュール (案)

【事務局】

資料 8 の今後のスケジュール案については、水道法の改正が今国会で成立するという前提のものです。実施方針 (案) は平成 30 年 9 月に公表を予定し、その後マーケットサウンディングを予定しています。実施方針については、11 月議会で条例制定を予定しています。事業者募集に向けまして、募集要項等の作成を進め、平成 30 年度末に、公表を予定しています。平成 31 年度から募集を実施します。平成 31 年度末に優先交渉権者選定、平成 32 年度に運営権設定、実施契約締結、業務引継ぎを進め、平成 32 年度内の事業開始を予定しています。

3. 意見交換

【進行：公営企業管理者】

資料 9 は、パンフレットです。みやぎ型管理運営方式がわかりづらいという指摘を受けております。また、県民の皆様にご理解をいただくことが必要です。できる限り簡単に、イラストなどを入れてまとめた冊子でございます。詳細の説明は割愛します。

この検討会では、これまで約 1 年間、「みやぎ型管理運営方式」を構築していくために、情報の共有や発信、実現に向けた対応策の検討を行ってまいりました。参加者の皆様には貴重なご意見をいただきありがとうございました。御礼申し上げます。本日説明しました事業概要書 (案)、収支シミュレーション、今後のスケジュール (案) についてご意見を頂戴したいと思います。

はじめに、第 1 回検討会から御参加いただいております有識者の、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の高橋様、ジャパンウォーターの中軽米様、日本経済研究所の望月様よりご意見をいただいた上で、その後はフリーの意見交換とさせていただきたいと思っております。

それでは、はじめに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の高橋様からよろしく申し上げます。

(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 高橋 様)

おおまかな事業の構成、内容、リスク分担の基本的な考え方が整理され、また民間から寄せられた 이슈についての考え方の整理がされてきており、自治体として必要な判断をかなり踏み込んでされてきたのではないかと思います。コンセッション等にかかるこれまでの感覚からすると、やさしめに見て 8 合目という感じに来ているのではないかという印象を持っています。ただ、1 合目から 3 合目と、8 合目から 10 合目では、同じ 2 合でも全然違うというところでもあります。本案件に限ったことではなく、最後の 2 割、3 割の話は、すべての論点の項目のメッシュを同時に全部上げていくという非常に労力がいる作業をすることになりますので、ここから残りのところを登りきることについては、逆にここからが正念場とも言えます。まずはここまで整理していただいたことに感謝いたします。

PPP をやっていくためには、民間に経済的条件をどれだけ明示的に示せるかが、民間がその枠組みのなかでどうやりくりをして、力を発揮してもらうかを考えるための前提条件を作るために重要になってきます。料金のあり方、運営権対価の考え方、それをリスク分担とどうリンクさせていくのかというところについて、民間の感覚からいうとそれを1円単位でわかるように、なかなかそこまではいかないと思いますが、これが基本的な発想です。特に今回の場合、従来型のPFIの場合は、お金のやり取りをするのは、自治体と民間企業のみの一対一ですが、コンセッションの場合は、利用者という負担者が現れる。さらに今回、上下水道のコンセッションですと、料金に纏わる、経済的負担に纏わる変動要素が増えて、非常に複雑になっています。まずは官も民も含めて、水道事業体と利用者のリスク分担のあり方、次に料金の按分率という考え方、料金とは別に直接的な公共の負担、この3つのレイヤーに分かれている。また、下水とそれ以外でお金の使われ方が随分違うので、この辺も変動要因、リスクを分担するための要因が増えている。これをいかにうまく作り込んでいくのかは、非常に難しく重要なことになってきますので、そこをどう作り込んでいくのかというところが、おそらく民間事業者が一番気にされているところだと思いますし、注目されているところだと思います。なかなか経済的条件を明確にしていくということは、だれに何の負担を求めるのかははっきりしていくことになるので、ステークホルダーが多い上工下水においては、行政側においても難しい舵取り迫られる部分があると思いますけれど、そこは残り2合の苦しさと思って、やっていただかなくてはならない。そうでないと、民間事業者からすると、力を最大限発揮していただく、それに見合ったリスクを取っていただき、うまくいけば、それに見合ったリターンが得られることがはっきりわかる枠組みを示せるかが、最後の詰の部分の勝負というところですよ。

スケジュールを拝見するとタイトですが、最後の2合を登りきるころはしっかりやっていただくことが重要です。逆に言えば、そこまで来たのだと前向きに私は捉えいくべきだと思います。行政サイドの利害調整の難しいところをかなり考えて、打ち出しをされた部分があると思っています。

もう1点は、これまでの検討はどちらかというとストラクチャーの話でしたが、ここから先、公募の条件設定になってきますので、当然のことながら、資格要件・評価基準は、民間事業者へのメッセージになりますので、県として何を戦略的に見せるのかということも重要で、そこが効き目を持つところでもありますので、ここもしっかり考えていく必要があると思います。概要書のところは、今後料金のところを詰めていく中で、リスク分担などの部分のメッシュが上がっていくと思いますので、そこでうまくできればいいと思いますし、事業範囲が広く規模も大きな案件ですので、この先のマーケットサウンディングや質問回答、対話ということに関しても、できる限り深い対話をできるような体制を作るということを是非重視して、スケジュール、労力の割き方を考えていただきたいと思います。

【進行：公営企業管理者】

非常にやさしめに評価いただきました。8合目、残りを実施方針案の検討に向け、しっかりとやって参りたいと思いますので、引き続きご指導賜りたいと思います。

(株式会社ジャパンウォーター 中軽米 様)

基本的なところは高橋先生がお話されたので、違う視点から意見を述べます。今回の案の提示につきましては、第3回検討会以降、紆余曲折があってここまで来たのだろうということで、若干詰めていかななくてはいけないところはありますが、骨格としてはだいぶ整理されてきたということだろうと思います。

先ほど高橋先生もおっしゃいましたが、これから細かなところを具体的に詰めていくということですので、それを踏まえてお話をさせていただきます。

事前に提示されました事業概要書の案につきましては、詳細な部分をどの程度具現化していくのかという項目をピックアップしましたら、20項目ぐらいありました。20項目の反映先は実施方針であったり、モニタリング計画であったりします。それを詳細に検討していくにあたり、2点ばかり留意していただきたい点がありますので、お話をさせていただきます。

1点目は、みやぎ方式にはいろいろ目的はあると思いますが、一義的には、品質をきちんと確保・維持することがまず前提条件になるだろうと思います。水道法改正については、国会に提出されたということで、案の中で法律上の事業者や管理者は宮城県であるということで、最終的な責任を県が負った上で、運営の一部をリスクを含めて民間に移管するという方式であるということです。当然ながら、各事業の効率化は非常に重要な要素であります。効率化の名のもとに、品質を犠牲にすることはあってはならないことであると思います。優先すべきは、受水団体やユーザー企業へ提供するサービス品質の維持確保ということであろうと思いますので、こういう点を踏まえて、リスク分担やモニタリングの内容を検討いただければと思います。

2点目は、責任と自由のバランスということです。みやぎ型では、民の力をベースに事業スキームの組み立てをなさっているの、民の力によって事業の効率化を図るためには、民間に責任、責任はリスクを踏まえてですけども、自由裁量を与えるということですが、責任に見合う収入が当然必要になります。こうしたことから、みやぎ型では、性能発注方式を導入するということになっています。責任と自由は切り離して考えられないもので、常に一对で考えなければならないことですが、基本的には自由のないところに責任はありえないということがあります。当然逆もまた然り。効率化には、この責任と自由のバランスが非常に大事で、どういうバランスをとるかによって変わってきます。まさに、性能発注はこのバランスが成否になるというくらい非常に重要な部分であります。あまり過度に自由を束縛すると、得られるものが得られないということになりますので、その辺りを、先ほどお話しした品質の部分の踏まえて考えていく必要があると思います。当然その中では、要求水準等を踏まえて考えていくことになると思います。

最後に関与、公共側の関与でございますけれども、できる限り最小限ということ念頭に置いてご検討いただければと思います。当然初めての事業ということで、不安・心配があると思いますが、あまり運営権者の経営に関与しすぎると、責任と自由のバランスが、当初設定したときよりもまたさらに狭くなるのがままあるので、その辺りは多少意識しながら、バランスをできるだけ崩さないように、県が求めるものが求められるバランスを、時間をかけてじっくりと考えていただいて、いろいろな提示をすべきところへ反映させることをお願いしたいと思います。特に責任と自由のバランスの中で重要なのは、モニタリングの内容となります。長い事業ということですので、評価する方が変わる可能性も想定しなくてはなりません。誰がいが、きちんと評価できる形に作っていただければいいかなと思います。

最後にもう一つ。事業のシミュレーション等が出ていますが、スケジュールを見る限り、民間事業者からすれば、もっとほしい情報、資産、収入など、もう少し具体的などころを求めているのであろうと思いますので、できるだけ前広に事業の参加の可否を検討できるような内容の情報開示をお願いしたいと思います。

【進行：公営企業管理者】

受益者を最優先に考えての品質確保や責任と自由のバランスということについて、しっかり皆様に納得いただけるような制度設計をして参りたいと思います。

情報開示につきましては、今後、民間の皆様のご意見をいただきながら、進めてきたいと思います。ありがとうございました。

(株式会社日本経済研究所 望月 様)

短時間でのこれだけ複雑な仕組みについて、検討を進めていただき、こんなにいろいろなことを考えなければいけないということを強く思った次第です。

お二方のご意見について、基本的に同じ考えでして、大きな違いはございませんが、官民のリスク分担はそれに伴う責任と自由をどうバランスしていくのかということですか、今回、官民連携検討会にて様々な関係者の方が意見を出し合いながら作っていく形は、通常の公共事業ではない、画期的な取り組みだと思います。今後は、さらに公募の段階に入っていくこともありますので、平場でいろいろな意見をもらうことは難しいと思いますが、引き続き民間事業者との対話、マーケットサウンディング、情報開示、こういったところも重要になってくると思いますので、従来のに捉われず、より良い方法がないかということをお考えながら、進めていくのがいいと思っています。

スキームが複雑ですけれども、たどり着くところは、料金のところに集約されていくのではないかと考えています。複数の事業について、どのように料金收受していくのか、どういう形で料金を取っていくのか、その一つの考え方として、按分率を用いるということが、みやぎ方式としては特徴的な点と思っています。今日の資料の中にもありましたが、按分率を提案していただくという一方で、運営権対価を支払う。運営権対価と料金按分率は、表裏一体、どちらか高いとどちらかは低いという形になりますので、今後、評価の視点はご検討があると思いますが、この点を参画する事業者側もどうなるかはっきり知りたと思うでしょうし、みやぎ型として何を重視するのかという強いメッセージになるかと思っています。高い運営権対価が必要なのか、あるいはどちらかという事業を安定的に進めていくということを重視するのか、そういったところは、今後の実施方針や募集要項の中では、いろいろなところで散りばめられていくと思いますが、最終的には、宮城県がどこで評価をするのかというところに集約されると思いますので、強くメッセージとして捉えてもらう、あるいは捉えてもらえるようにすることが今後重要になっていくのではないかと思います。

最後に、みやぎ型は、都道府県でも最初の取り組み、上工下水3つの事業を一括してやるという点でも全国初の取り組みだと思いますので、今後様々な自治体がこれを手本・参考にしながら進めていくことが十分考えられます。是非そういった他の自治体の手本・参考になるように進めていただけると、今後の全国各地の上下工水をやっている自治体のPPP・PFIの推進にもはずみがつくと思いますので、そういった点を含めて進めていただければと思います。

【進行：公営企業管理者】

検討会は今回で終了ですが、随時・適宜、皆様にご意見をいただく場を設けて参りたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

料金按分率・運営権対価につきましては、私共のある程度決定として、決めとして、皆様にしっかりと

したメッセージを提示したいと思います。ある意味、決めの部分があると思います。皆様に誤解を与えないようしっかりと制度設計していきたいと考えております。

3つ目は、非常に貴重な意見と考えます。みやぎ型を我々がしっかり進めたいと思いますが、今後の自治体の皆様に、いい見本として、モデルケースとして示せるような制度設計・仕組みを作りたいと考えております。これについても引き続き皆様のご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ここからはフリーの意見交換ということで、ただ今お三方からいただきましたご意見も踏まえつつ、挙手制でご意見いただいきたいと思います。資料の質問でも結構です。

(PwCアドバイザリー合同会社 大塚 様)

県・コンサルタントの皆様、ご苦勞されていると思いますので、敬意を表したいと思います。

中身について、1点触れたいのは、以前知事のご講演で、市町村への展開というのがあったかと思えます。その点について、おそらく今後のご検討かと思えますが、是非、今後詰めていただけたらと思えます。市町の方とお話をする中で、浄水場を県が担って、管路を中心に市町が担っておられます。管路は浄水場に比べて市場が成熟していないため、なかなか受け手が見つからない、競争が働かないといった課題があります。そういった中で今回、20年間という事業になりますと、その後がだいぶ先になってしまいますので市町村への展開が遅れてしまいます。そうすると、もう一つの選択肢は、県の方で選定された運営権者と調整するということが出てくるかと思えます。その時の課題としては、どうしても相対になってしまうので、足元を見られるという課題も出てくるかと思えます。そのため、今回の公募時に参加されたい市町も一緒に枠組みに入ることもご検討いただければと思えます。特に今後考えるときに、効率化は県としても目指されているところだと思えますので、そうしたときに今、従事されている方が少し余剰が出た場合、市町の方の受け皿になるとすれば、結果的に雇用も守られて、各市町も事業を維持できるということで、Win-Winになりますので、是非そういったことをご検討いただければと思えます。

もう一点は、資料4の33ページの経営審査委員会（仮称）について、独立した第三者機関ということで、前回の意見を踏まえたものかと思えますが、個人的な意見になってしまいますが、審査事項についてはもっと絞ってもいいのかなと思えます。具体的には、重要な点であります料金の点、紛争が出てきた点に絞るのも一案ではないかと思えます。海外ですと、オフワットなどこれに近いような機能を持っている機関もあるかと思えます。その場合、民営化で管理が民間側の場合に規制機関としてやっている。今回の場合、あくまでも県が事業管理者であって、右上にある事業モニタリングでだいたいのはっきり管理ができますので、一番揉めがちな料金と紛争に絞るのも一案かと思えます。

【進行：公営企業管理者】

貴重なご意見ありがとうございました。みやぎ型を進めるには、市町村との連携がどうしても必要です。市町村同士の連携の道も模索されていますので、みやぎ型管理運営方式に参加されるときに、それが足かせにならないような関係を整えたいと思えます。また、サポートもしていきたいと思えますので、よろしくお願いたします。審査事項については、未確定でございますので、ご意見として頂戴しながら、検討を進めて参りたいと思えます。

(株式会社大和総研 鈴木 様)

コンセッションという先進的な取り組みへの挑戦と、現実問題として前に進めなければならないという方向性の葛藤の末、いろんな意味で安全策をとられたという印象を持ちました。新しい取り組みにありがちな尖った部分は丸くなり、二歩進んで一歩下がるような、概ね堅実な取り組みに着地したと思います。民間と需要リスクを分け合いつつ経営の自由は適度に抑えられており、VFMを丁寧に説明すればステークホルダーの理解を得るのも難しくはないでしょう。ただ、様々に出た議論を盛り込んだため全体的に仙台弁でいうところの若干の「いずい」感があるかとは思いますが。今後、実施方針の策定と住民説明のフェーズに移るにあたってその「いずさ」を解消させてゆくという課題があるとは思いますが。そこで3点の留意事項を示させていただきます。

第1に業務範囲の話です。「受水地点で水質を遵守すべき」という原則はコンセッション的ですが、管路本体由来の要求水準未達は免責されるとしても、管路本体は民間所掌から外し、サプライチェーンを分断する形で請け負うということは、やはりコンセッションとしては物足りなさが否めないかと思えます。パンフレットでも問題は管路本体ですが、解決策は設備というのもなんとなく「いずい」のかなと思えます。プラントに関して設備投資を含め全面的に請け負い、かつ料金按分率の設定で需要リスクを負うという点では、浜松と同じモデルのように見受けられます。「みやぎ型管理運営方式」のオリジナリティがその分霞むところもあるのかなと思えます。だからダメと言っているわけではありません。メリットはあるので進めるべきです。ただ、現時点で想定されている方式はコンセッションでなくても、受託料変動型包括委託でもできるのではないかと思います。であれば、無理にコンセッション方式を適応せず、包括委託方式や指定管理者制度など柔軟に選択するのもよいのではないかと思います。また、責任分界点が「工業用水道事業は浄水施設出口」であるのを他の事業にも適用し、プラントの出口で要求水準を設定したほうが整理がつくのではないかとさえ思えます。公共施設等運営権の対価を求めず、例えば改築した施設を寄付した上で指定管理者の業務範囲に含める方式もあると思えます。適用法は違いますが、いわゆる民間企業が実施した改築部分に関し「負担付き寄付」をして都市公園の管理許可の範囲に含める宮城球場と同じスキームです。

第2に、料金按分率の設定と経営権限の釣り合いの話です。需要変動リスクを民間に負わせるのであれば、需要変動リスクをコントロールできる権限、つまり料金値上げ権限か需要拡大策を工夫できる権限がなければバランスしないのではないかと思います。仮に、需要変動リスクだけを民間に負わせたまま委託すると、民間は保守的に、つまり考えられる最低の需要でも利益が確保できるよう投資水準を抑制する可能性がある点に留意していただきたいと思えます。

最後に、VFMの明確化の話です。このケースでVFMの源泉は一言でいうと公共発注の非効率の解消となります。第一に性能発注に基づく、設計施工一括発注、プロジェクトマネジメント、バリューエンジニアリング、第二に見積もり合わせによる価格交渉、第三に、協力会社に対する反復継続的な発注によるコスト削減。言い換えれば経験効果と規模の経済で説明できるところのものです。それなりのコスト削減効果はあると思えますので、VFMの計算過程は民間企業、住民に詳細を開示してほしいと思えます。一部の検討事例ですが、高齢職員に偏った年齢構成の組織が、普通の年齢構成に置き換わることで生じる人件費の減少をもってVFMとしているのではないかと疑われるケースがまれに見受けられるという背景もあります。

【進行：公営企業管理者】

いろいろな選択肢のご意見をいただきましたが、委託行為や債務負担行為の関係で、今のところはコンセッション方式を進めたいと考えております。

需要リスク・VFMについては、今のご指摘を踏まえ、我々の提示できるものは極力提示させていただきますが、今後手続きを進めるにあたって、内容を吟味させていただきながら、調整させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（住友商事株式会社 堀口 様）

民間サイドの意見を丁寧に盛り込んで頂いた結果、かなり現実味を帯びてきたと思います。資料4の25, 26ページのところで、運営権対価での評価に加えて、料金按分率で評価を行うという新しい評価方法、平たく言えば、運営権対価を長期にわたって分割する考え方に近いとも捉えられます。我々としてどう対応していくか検討していかなければならないと思います。

26ページの利用料金について、今回5年毎に利用料金・料金按分率を見直す仕組みを示して頂き大変有難い一方、9月議会での条例改正、その前に、県から市町村・ユーザー企業に対して、料金改定の提案とあります。県と運営権者の間で合意した料金・按分率が最終的に適用されるには、市町村・県の議会の承認が必要になってくるのかどうか、かなり我々にとっては重要なポイントとして、県と運営権者の決定が、県の議会で承認頂けなければ、実施できないということになりますと、それ以降の経営に支障をきたしますし、我々としては、できればコンセッションをスタートする前に、ある範囲内であれば県と運営権者が合意した改定について、ほぼ無条件で承認して頂く仕組みにして頂きたいと思います。

【進行：公営企業管理者】

按分率については、今のところ考えられることを提示させていただきました。更新投資が20年間でどういった形で組み合わされるかによって、皆様の投資規模やファイナンスが決まってくると思います。その辺りと合わせて、ご提示できるようにと考えています。

料金設定、按分率の改定については、前段階で、大塚様からのご意見にありましたように、経営審査委員会がございますので、市町村の皆様と民間の皆様の調整がどうしてもうまくいかない場合において、第三者機関に中立的なご意見を伺いながら判断としていただくということも参考として考えておりますので、もう少し精度を高めていきたいと思っております。

（三井物産株式会社 石田 様）

5年毎の利用料金・料金按分率見直しに関し、おそらく、運営権者と県で協議した後に、県と市町村で協議して、そこで経営審査委員会コメントすることになると思うのですが、その時点では運営権者が関与することは出来ないと理解します。そういう中で、事業のたてつけを考えると、料金を上げるという方向にはなかなかならず、入札のときに事業者として出した金額から、どちらかというダウンサイドのみあると思うので、事業者がリーズナブルな主張をする限り極力受け入れられるという制度設計が必要なのではないかと思っております。物価変動に関しては、最長5年間待って、次の5年間分に反映されるということですが、物価変動発生から反映されるまでの期間が5年間か1年間かはわかりませんが、次の5

年で反映ということは、回収されるまでに最長 10 年かかるということになるので、その部分は、改定したら一括で払われるというような仕組みを考えていただくと、アップサイドがないという中でも、事業者として取り組みやすいものになるのではないかと考えます。

リスク分担について、資料 4 の最後のところで、不可抗力と法令変更に関して、協議が整わない場合は、契約解除、相互に損害賠償は負わないとあります。事業者からすると、運営権対価を支払って、それを無料で放棄しなくてはならないということになるので、かなりの確度で、無料で放棄することはあり得ないので、譲歩せざるを得ないという状況になってしまうと思います。相互に損害賠償を負わない点については、そこにいくプロセスにおいて、よほど事業者側としては非合理的なことをしない限りはこういう帰結にはならないと担保はつけていただけたらと思います。

経営審査委員会は、これからということだと思いますが、あまり経営審査委員会の都度の判断にゆだねるというよりは、経営審査委員会は、当初の設計どおり動いているか、それを目安に状況を見ながら判断するというのがポイントかと思ひまして、経営審査委員会の判断に過度にゆだねないという形、案件の立て付けをするということが重要だと思います。専門家の構成が書かれていますが、是非、事業者の観点を持っている人も入れていただければと思います。

【進行：公営企業管理者】

2 点目については、石田さんからお願いします。

料金を下げる方向でしか答えが見出せない中で、自由度をどう確保していくかが重要となりますので、今後制度設計していく中で、そういった要素をどのように組み合わせいけるかは検討して参ります。

経営審査委員会は、いわゆる意思決定機関としては位置づけていません。経営審査委員会の権限・所掌範囲は、皆様のご意見をいただきながら、詰めていきたいと思ひます。

【事務局】

事業概要書本体の資料の 28 ページに記載されていることについてのご指摘かなと思ひます。不可抗力事象・法令変更による契約解除の取り扱いの部分かと思ひます。ご指摘のとおり部分があるかと思ひます。現時点では、先行する運営事業の概要を踏襲させていただいており、検討が詳細にできているわけではないのですが、不可抗力事象にしろ、法令変更事象にしろ、まずは県と運営権者とで事業の継続をいかにするのかということをしっかり協議した上で、どうしてもやむを得ない場合について、契約解除を考えております。

より今後具体的に県・民間事業者・受益される方々に納得していただけるような仕組みの検討を進めて参りたいと思ひます。

(水 i n g 株式会社 後庵 様)

ご説明されたところまで作り上げられた関係者の皆様方のご尽力に敬意を表します。

今後は、実施方針や要求水準、募集要項の検討の中で詳細が詰められると思ひますが、資料 4 の 35、36 ページのリスク分担のところ、ご案内のとおり自然を相手にした事業という性質も強いので、事業計画を作る中で、自然的事象に対する責任と所掌と負担割合は非常に大きなポイントになると思ひます。現実には異常が思ったよりも頻繁に起こっている事実があり、新しい官民連携の枠組みで盤石のシステ

ムを作り上げ、運用していくためには、どのくらいのリスクがあるのか、アンダーエスティメートされてもいけませんし、オーバーエスティメートされてもいけません。今後詰められるという話がありましたが、客観的な事実として、応募者間の認識に大きなギャップがないように、是非詳細なご説明、話をさせていただきたいと思います。

今現在、現場を預かっている私共としてもできる限り必要なご協力をしていきたいと思います。

【進行：公営企業管理者】

検討会は終わりますが、手続きを進めている進捗状況等をご報告しながら、皆様のご意見をいただきながら、進めてまいります。

具体的には、競争的対話の局面になってきたときに、応募者の皆様の意識に差が生じないようなやり方をしていかなければならないと思いますので、そういったご指摘をしっかり踏まえていきたいと思ます。

（前田建設工業株式会社 鷲 様）

2点意見を述べさせていただきます。

1点目は、責任水量のところ、80%という数字を今回示していただいたところですが、これは裏を返せば、需要変動のリスク 20%は民間負担。これの見直しは5年おきになっているように読み取れます。こちらの数字 20%が、勉強不足でどのくらい過大なのかわかりませんが、この数字についても、今後の民間事業者の意見を聞いての調整をよろしくお願いします。

もう一点は、下水道の改築費用についてです。今回20年間の改築費用を提案時に提示して、それを原則上限価格とするという条件がお示しされたところですが、20年間の改築費用を現時点で算出することは非常に難しいのではないかとというのが一点。もう一点は、改築費用を下げるインセンティブ、下げることによって民間が利益を得るし、公共側も利益を得るという、インセンティブを働かせる仕組みが必要なのではないかと思ます。以前も申し上げたところですが、例えば、東北の復興市場や愛知道路のコンセッション事業（日本総研がアドバイザー）では、原価開示方式+コストプラスフィー方式。発注の透明性であるとか、原価の透明性を確実に担保できる仕組みを、将来20年という長期の工事費の算定であるとか、発注というものに関して、是非ご検討いただけないものかと思ます。

【進行：公営企業管理者】

責任水量に関しては、需要の変動要素があった場合に、確実に80%の料金は確保していただく仕組みは、現状のものであり、基本的には今後も続けていくことになっています。ですので、民間の方がすべてリスクを負うという形にはなっていません。

下水道の改築投資については、民間の皆様いろいろなご意見をいただいて、精算方式になっていますので、基本的に現段階においてはインセンティブが働きませんという前提で話をさせていただいていました。今後、みやぎ型管理運営方式に限らず、国の下水道事業の制度そのものの変更が行われるかどうかの問題になりますので、時間がかかることと考えます。

(仙台市水道局企画財務課長 永澤 様)

今回検討会が最終回ということで、我々受水市町は、収支シミュレーションの中で、VFM が示されると思っていたので、示されなかったのは、正直残念だと感じています。みやぎ型管理運営方式の導入で、料金にどのような影響があるのかは、住民にとっておそらく最大の関心事であると思われまじし、事業スキームの検討と同じくらいに非常に重要な要素であると考えておりました。現時点において、VFM をどうしてもお示しできないということは説明のとおりかと思ひます。我々としてはこの方式の導入で、どのような影響が出るのか、住民にとって総じてメリットがあるものなのかを見極めていく必要があると考えています。今後のスケジュールをお示しいただきましたけれども、このようなタイトなスケジュールを考えているならば、なおさら一日でも早く VFM を受水市町にお示しくださるようお願いいたします。今回で検討会は最終回ということで、今後、広域水道協議会といった場などを通じまして、引き続き県と我々受水市町で協議をさせていただきたいと考えておりますので、今後とも宜しくお願ひいたします。

【進行：公営企業管理者】

VFM について、我々が計算する部分と、民間事業者の方で提案していただいたときに、VFM がどう出てくるかというのがあります。今後、手続きを進めていくときに、どういった示し方をすると皆様の誤解のないようになるのかということがありますので、お時間をいただければと思ひます。

市町村との意見交換の場については、ご指摘のあった広域水道協議会等を活用しながら、情報を提供させていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(白石市理事兼上下水道事務所長 熊谷 様)

小規模事業体の立場から意見を述べさせていただきます。収支シミュレーションの中におきまして、今後の事業展開におきまして、根幹になると思ひまして、前回は意見を申し上げたところですが、今回の収支シミュレーションの条件におきまして、広域水道につきましては、平成 36 年度までは覚書水量、その後は人口減少を加味という表現に留まっております、前回申し上げましたのは、各事業体の市町村の今後の施設計画でありますとか、そういったものを丁寧に聞き取って、それを勘案していただきたい。例えば、当市として申し上げますと、お恥ずかしながら、非常に有収率が低くなっておりまして、これは今後 3 年から 5 年間で改善していきたい。その改善ができますと、受水量は 2 割削減ができるという可能性が十分にございます。そういったこともございますので、その部分につきましては、しっかりくみ取ってほしいという思ひがあります。

先ほど市町村への展開の中で、広域連携ひいては広域化の話がありましたが、県が県民の水道を守るといふ立場から、事業基盤の強化に向けて、みやぎ型管理運営方式を展開されるということは、非常に評価する部分ではあります、我々市町村におきましても、今後の基盤強化のためには広域化を避けて通れないと考えております。目標はひとつでありますので、お互い足を引っ張り合うということは当然ないと思ひますけれど、手を携えて、協力して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【進行：公営企業管理者】

貴重な意見をありがとうございました。先ほどの仙台市さんと同じように、広域水道協議会の中でい

ろいろと今後調整をさせていただきますので、各市町村の状況もご説明いただければと思います。今後とも連携のあり方については模索する必要がありますので、引き続き皆様と相談させていただきながら、おっしゃるとおり Win-Win の関係で進めていければと思います。

(村田町上下水道課長 半澤 様)

末端市町村の経営は厳しい状況です。県がやっている大きな管・施設から出た水をいただいて、下水道についてはそれを処分していただいていることをやっています。上下水道事業については、市町村と県が分担で住民にサービスを行っている事業ということがありますので、今後も安定して強固な事業が行われるように協力し合えればと思います。みやぎ型方式の発展形という形で、将来的に末端事業者がどういった経営になるのかというモデルのようなものを提示いただきたい。みやぎ型が実施となれば、末端市町村も2, 3年の間には経営が厳しくなります。ですから経営の内容、末端市町村の今後の在り方・方向性の検討につきましては、急いでいただきたい。宮城県の指導・監督をもって、進めて、勉強して、検討していきたいという思いが、末端市町村としてあります。モデルのようなものの提示があれば、宮城県全体としての官民連携、効率化が図れると思いますので、期待したいと思います。

【進行：公営企業管理者】

これからの流れとしては、いかに連携していくかが重要になります。市町村の皆様との会議の中で、情報提供したり、ご意見いただきながら進めて参りたいと思います。

また、本会議は終わりとなりますが、個別に意見をいただければと思います。

4. 挨拶

【宮城県知事 村井嘉浩】

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、天候が悪い中、「第4回宮城県上工下水一体官民連携運営検討会」に御出席いただきまして本当にありがとうございます。年度末でばたばたしておりまして、本会議に最初から出られませんでした。あとで詳細は報告を受けることにしています。

今年の10月30日に第3回検討会を開催致しました。半年近く経ってからの第4回検討会となりました。第3回検討会では、皆様から忌憚のない意見を聞いてこいと、言いました。ほんとに忌憚のない意見をいただき、おかげで半年間くらい、みなさんの意見を聞いてどうすれば良いかを遠藤管理者のもとで検討し、有識者の方からご指導をいただきながら、ここまで積み上げてまいりました。

「みやぎ型管理運営方式」は全国で初めてですが、これがうまくいけば、日本のモデルになるものと思っています。関心のある市や町もございます。本日も来ていただいています。一緒になって少しずつ宮城全体に広げ、このやり方を全国にも広げていけるとなっています。フロンティアランナーになる皆様に、積極的に最後まで関わっていただきたく、お願い申し上げます。

私は知事就任以来、民の力を最大限活用する県政を目指してまいりました。目立ったものでは、仙台空港の民営化をしました。仙台空港の民営化と本件を比べまして、おそらく県民ひとりひとりに与える影響は、この事業の方が大きいと思っています。4期目の施策の中で、本施策を一丁目一番地と考えていますので、皆様、私の気持ちを受け止めていただきたいと思っています。

また、本日はお忙しい中、内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の幹部の皆様にも御出席いただき、内閣府の坂本様、厚生労働省の是澤様からは国における PPP/PFI 推進に向けた取組について情報提供をいただきました。ありがとうございました。

「みやぎ型管理運営方式」の実現に向けて、水道法改正が必要でして、3月9日に閣議決定されましたが、早期の改正施行に向けて御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

皆様と力を合わせまして、県民が納得してくれるようなものに積み上げていきたいと思えます。

遠藤管理者から、検討会は最後ですが、皆様から個別に意見を伺いたいということでしたので、わが社はこう考える、わが機関はこう考えるといったことを、遠慮なく、自治体でも結構です。遠藤管理者に伝えていただければと思えます。最後まで宜しくお願いいたします。今日はありがとうございました。

以上